

北海道洞爺湖サミット

■文書・資料

政治問題 (仮訳)

不拡散

57.我々は、すべての関連する多国間の不拡散・軍縮文書を堅持、強化、普遍化することによって、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散の危険を克服し、テロリストによる大量破壊兵器の取得を防止するため、すべての努力を行う決意を有する。

58.我々は、外交的手段によって地域的な拡散上の挑戦を解決することにコミットしている。我々は、拉致問題等の未解決の懸案事項の解決を含む2005年9月19日の共同声明の完全な実施を通じた、朝鮮半島の検証可能な非核化及び関連する六者会合参加者間の将来の国交正常化に向けた六者会合プロセスに対し、引き続き支持を表明する。

昨年来六者会合プロセスを通じ得られた進展に留意しつつ、我々は、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)が期限を大幅に過ぎながらも申告を提出したことを、共同声明の完全な実施に向けたステップとして歓迎する。申告の包括的な検証が何よりも重要であり、我々は、検証に関する原則・体制についての早期の合意を期待する。

我々は、北朝鮮に対し、効果的な実施を含め、検証プロセスに完全に協力するよう求める。我々はまた、北朝鮮によるすべての既存の核施設の迅速な無能力化並びにすべての核兵器及び既存の核計画の放棄の重要性を強調する。我々はまた、北朝鮮に対し、すべての核兵器及び既存の核計画並びにその他すべての既存の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画の完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での放棄を含め、国際連合安全保障理事会決議1695及び1718を完全に遵守するよう、また核兵器不拡散条約(NPT)及びIAEA保障措置の完全な遵守に早期に復帰するよう求める。

59.我々は、イランの核計画及びイランが引き続き国際的な義務を遵守していないことにより引き起こされる拡散上のリスクに対し深刻な懸念を表明する。我々はイランに対し、国連安保理決議1696、1737、1747及び1803を更なる遅滞なく完全に遵守するよう、特にすべての濃縮関連活動を停止するよう求める。我々はまた、イランに対し、最新のIAEA事務局長報告に含まれる問題について回答することを含め、IAEAと完全に協力するよう求める。我々は、交渉を通じ革新的にこの問題を解決しようとする、EU上級代表の支持を受けた中国、フランス、ドイツ、ロシア、英国及び米国の努力を強く支持し、これに協力するとともに、イランに対し、2008年6月14日に提示された提案に前向きに対応するよう求める。我々はまた、この問題の平和的かつ外交的な解決に向けたその他のG8参加国の努力、特に日本によるハイレベルでの対話を評価する。我々は、関連する安保理決議の下での金融面の義務の履行につき各国を支援するための金融活動作業部会の取組を歓迎する。

60.我々は、2010年NPT運用検討会議の成功の達成のために共に取り組む。この文脈において、我々は、NPTの三本柱(不拡散、原子力の平和的利用及び軍縮)すべてに対する完全なコミットを再確認し、NPTを堅持し、強化するための努力を倍加させることを誓約する。我々は、すべての核軍縮の努力、特にG8メンバーである核兵器国がこれまでに行った現在、進展中の核兵器の削減を歓迎し、すべての核兵器国にそのような削減を透明性

のある方法で実施することを呼びかける。

61.我々は、すべての関係国に対し、核兵器の実験的爆発又は他のあらゆる核爆発に関するモラトリアムを遵守するよう求める。我々は、軍縮会議における兵器用核分裂性物質生産禁止条約の交渉の即時開始及び早期妥結を強く支持する。我々は、すべての関係国に対し、兵器用核分裂性物質生産モラトリアムを遅滞なく宣言し、維持するよう求める。

62.我々は、生物・毒素兵器禁止条約及び化学兵器禁止条約(CWC)の現在の進展、すなわち第2回CWC運用検討会議の成功を歓迎し、両条約の完全かつ効果的な実施が極めて重要であることを改めて表明する。我々は、弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範の重要性を強調し、同規範に引き続きコミットするとともに、すべての国に対して、遅滞なく同規範に参加するよう求める。

63.拡散を防止し、またこれに対抗するには、すべての国が効果的な措置を実施することが必要である。我々は、この目的に向けて、より調和的かつ調整された形により共同で取り組むための努力を一層強化する。この文脈において、我々は1540委員会のマンデート延長を歓迎し、国連安保理決議1540の完全な実施の重要性を強調する。

我々はさらに以下の重要性について強調する:

- 効果的な輸出管理、
- IAEA保障措置の強化及びIAEA追加議定書の普遍化、
- 放射線源の安全とセキュリティに関するIAEA行動規範、
- 核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブの活動、

及び5周年を迎えたばかりの拡散に対する安全保障構想への支持。

64.我々は、2002年のカナナスキス・サミットにおいて開始された大量破壊兵器及び関連物質の拡散に対するグローバル・パートナーシップの下での優先的なプロジェクトを達成する決意を有する。大量破壊兵器及び関連物質の拡散のリスクが世界的に存在することを受け、我々は、特にテロリズム及び拡散のリスクが最も大きい分野において、このパートナーシップがこれらの世界的な試練に取り組んでいくことに合意する。

65.我々は、NPTのすべての義務に従った原子力の平和的利用に関する、すべての同条約締約国の奪い得ない権利を再確認する。我々は、IAEA追加議定書を含む核不拡散、保障措置、安全及びセキュリティ(3S)の可能な限り最も高い基準にコミットし、これを促進する。この文脈において、我々は、核燃料サイクルに関する多国間アプローチ及び核燃料供給保証の分野における様々なイニシアティブを評価し、それらを更に発展させるためのすべての努力を奨励する。原子力安全に関連して、我々は、チェルノブイリに関するこれまでのサミットのコミットメントを再確認し、この目的のためのプレッジング会合を2008年に共同で開催することを決定した。

66.我々は、濃縮・再処理関連の機材、施設及び技術の移転の制限を強化するためのクライテリア・ベースド・アプローチに関するコンセンサスに向け、原子力供給国グループ(NSG)が達成した重要な進展を歓迎する。我々は、この重要な問題につきコンセンサスに達するためのNSGの取組を支持する。さらに、我々は、今後1年間は、いかなる追加的な国に対する濃縮関連の機材、施設及び技術の移転も、少なくとも施設の複製を許したりこれを可能としないとの条件に従うことに合意し、また、技術的に可能な場合には、いかなる追加的な国に対する再処理関連の移転も、同様の条件に従うことに合意する。

国際組織犯罪

67. 人、物、資金及び情報の大量の流れに特徴づけられるグローバル化した世界において、犯罪組織がこれらの変化を素早く悪用しており、我々の市民の安全と我々の社会及び制度の安寧を脅かしている。我々は、法の支配及び人権の尊重を確保しつつ、我々が持つあらゆる手段を利用し、国際組織犯罪を防止し、これと闘うとの我々のコミットメントを再確認する。我々は、人身取引、移民の密入国、銃器の不正な製造及び取引、麻薬及び向精神薬の不正取引、サイバー犯罪並びに資金洗浄を含む国際組織犯罪と闘うために、経験の共有を含む、我々の協力を強化する。

68. 我々は、国際組織犯罪の脅威及び手段の多様化を認識し、情報・通信技術の乱用並びにID犯罪を含む、幅広い脅威に対処するための我々の取組を強化する。我々は、国連薬物犯罪事務所(UNODC)及び他の多国間機関と協力しつつ、二国間及び多国間で、国際組織犯罪の脅威に取り組むためのキャパシティ・ビルディングの努力を行う国々を引き続き支援する。この関連で、我々は、国際組織犯罪防止条約及びその補足議定書の完全な実施に対する強い支持を改めて表明する。

平和維持/平和構築

69. 我々は、国内法に合致した形で、緊急なニーズのある地域に対し、人道、安定化、軍事及び復興のための支援を強化することにコミットする。この目的のため、我々は、平和維持及び平和構築のための、個別及び共同的な努力及び能力を向上させる。

70. 我々は、治安部門の改革、良い統治及び現地のオーナーシップの重要性を強調しつつ、特に軍と文民の活動の間のより良い調整を通じた、包括的なアプローチの必要性を強調する。我々はまた、文民の安全を確保するために最大限の努力を行う。我々は、安全保障理事会及び平和支援活動を含む国連の主要な役割を支持し、平和構築委員会をより効果的なものとすべく取り組む。我々は、また、地域機関との協力を強化し、特に、アフリカ連合のキャパシティ・ビルディングを支援する決意である。

71. この文脈において、我々は、シーアイランド・サミット及びその後のコミットメントを達成又は上回るため、軍、警察及び文民という、相互に関連する3つの焦点となる分野における世界的な能力向上にコミットする。我々は、特に、(a)展開のための兵站及び輸送支援を拡充するとともに、アフリカに焦点を当てつつ、2010年までに部隊に対して質の高い訓練及び装備を提供することを含め、平和支援活動のための能力を構築し、(b)安定化・治安警察部隊を含む警察による平和維持の世界的な能力を引き続き向上するとともに、紛争中及び紛争から脱しつつある国の警察に訓練及び装備を施すための支援を、質及び量の両面において強化し、(c)平和構築において中核的な役割を果たす文民の人材育成のための国内的な努力を強化する。

72. 我々は、専門家に対し、国連及び地域機関と協力し、上記のイニシアティブの実施を含むG8の努力につき協議し、2009年のサミットまでに進捗報告を提出する任務を与える。